

九条俳句訴訟東京高裁判決についての見解

2018年10月14日

「学習の自由と公民館」に関する教育研究団体等連絡会議

私たちは、全国の社会教育関係の研究者、職員、市民等を会員とする学会等 4 団体によって 2015 年 9 月に発足した連絡会議です。さいたま市の公民館で発生した九条俳句不掲載問題が訴訟へと展開するなかで、各構成団体での課題研究や共同研究集会等を通じ、この訴訟が社会教育に投げかけている問題を共に検討してきました。今般、さいたま地裁（2017 年 10 月 13 日）に続き、東京高裁（2018 年 5 月 18 日）でも「俳句不掲載は違法」の判決が出されたことを受け、私たちの見解を公表します。

今回の訴訟で問われたのは、公民館の講座から誕生した俳句会が自主グループとして創作と表現による相互学習を継続し、その成果である毎月の秀句を公民館が館報に掲載するという社会教育活動が定着していたにもかかわらず、公民館が俳句の内容は中立性・公平性に反すると判断して不掲載としたことの違法性についてです。

この点については一審、二審とも、不掲載は作者の思想、信条を理由とする不公正な取り扱いで違法であると判断し、さいたま市に賠償支払いを命ずる判決を下しました。特に注目したいのは、二審判決で「公民館における学習の自由」を保障する公民館のあり方と職員の義務が次のように判示されていることです。

第一に、社会教育法 20 条、22 条、地方自治法 244 条等にもとづき、「公民館は、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること等を目的とする公的な場」であり、「公民館の職員は、・・・住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負う」として、公民館とその職員の役割、義務を明確にしています。

第二に、俳句掲載が「公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為」であることを認め、「学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべき」なのに、その「思想、信条を理由に」不掲載としたことを、住民の社会教育活動に対する職員の公正義務への違反だと判断しています。

第三に、対立する世論の一方の意見を掲載すると公民館や行政の中立、公平、公正が損なわれるという不掲載の論拠について、「ある事柄に関して意見の対立があることを理由に、・・・その事柄に関する意見を含む住民の学習成果をすべて・・・排除することは、そのような意見を含まない他の住民の学習成果の発表行為と比較して不公正な取扱いとして許されない」と判示しました。

さらに学習権について、「憲法 26 条にもとづき、国民各自が、・・・学習をする権利」であり、「大人についても、憲法上、学習権が保障されるというべきであり、社会教育法 2 条、および 3 条は、これを前提とする規定である」という画期的な見解が示されました。

判決では、職員が学習者・利用団体に対して不公正な取扱いをし、俳句不掲載が違法であることが明らかになりました。公民館の運営においては、社会教育活動を行う住民の思想、信条の自由を尊重し、学習権、学習の自由を保障するという基本原則が求められています。さいたま市は判決の意義を厳粛に受け止め、司法判断を遵守してすみやかに違法性を解消することが必要であると考えます。

日本社会教育学会会長 長澤成次
日本公民館学会会長 上野景三
社会教育推進全国協議会委員長 谷岡重則
社会教育・生涯学習研究所所長 細山俊男

[問い合わせ先]
事務局：安藤聡彦
vyg01436@nifty.com